

成形圖說 農事部 二

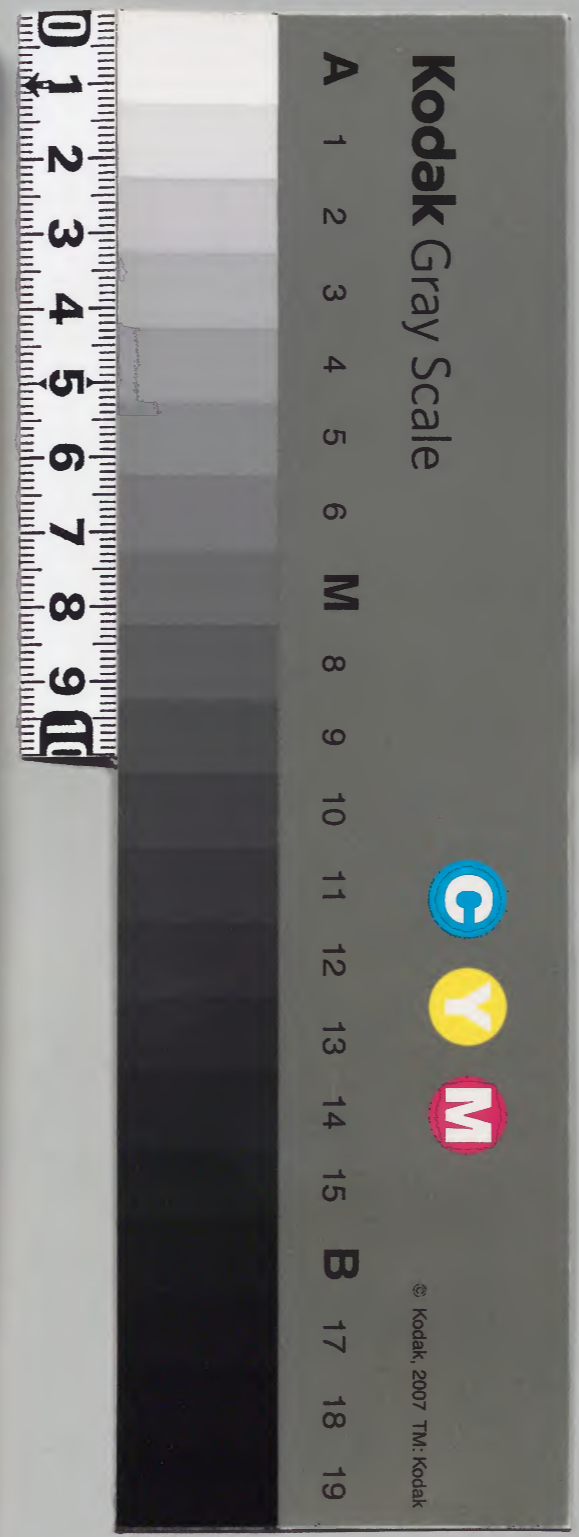
農務省
和圖書
第 三 號
共 三 冊

太政官文庫
和書門
八一九二
類號函架冊
三〇

內閣文庫
和書
八一九二
類號冊
三〇
函架
一九二

典故

內閣文庫	
番號	和 8192
冊數	30 (2)
函號	196 102



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

成形圖說卷之二



田目録

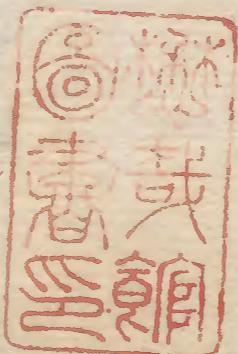
里程 土地 隱田 畔田 白田 畦田 鹵田

附歩法



附畝

附沙田



成形圖說卷之二

成形圖說卷之二

農事部 田地類

多登古呂

書紀○即田地也東鑑ハ田所ト何モ橘次為茂賜富士郡田所職ト又太平記伯耆卷曰執事田所

登古トハハ多トクハ多ト登古呂ト畧テ

志呂

和名鈔水田の字と訓め里又和田ハ仁義多熟田の事なり説文暉音柔和田也

田地

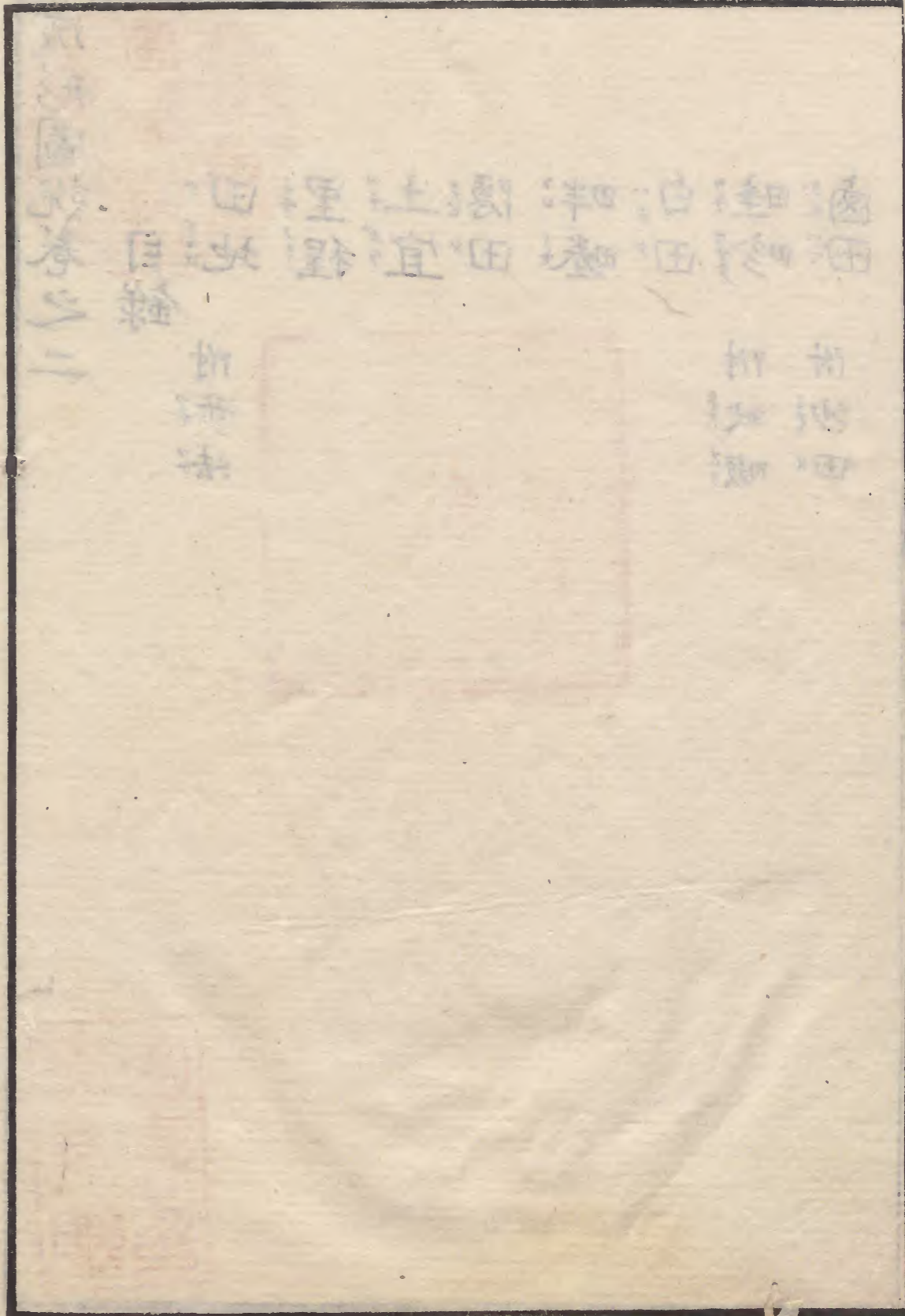
書禹貢○玉篇田土也地也説文樹穀曰田象四口十阡陌之制也正韻土已耕曰田又耕治之謂田

蕃名レイストラント

塩土傳ハ田ハ平也一説ハ平ハ田開の義より出づると

按子田ハ本水田ト主トシテハ故子水田ト多ト割

陸田ト波多ト割ト孝徳紀子分割水陸トモ又民部式子



陸田水田相交授之とある是今の田畑支配あり○志呂
 へふふとハ舊事紀ハ將田地佃とあるふと始ふや神功
 卷子神田とと又和名鈔ハ淡路國神稻郷とも何ふハ並
 子後ハ神田神戸圭田ふといふとのあり幣代神代の謂
 たり圭田武蔵風土記麻通利の田と厥後仁德紀田と壑
 あと四萬餘頃とと孝德紀兼并數萬頃田なると何ふハ頃
 と志呂と刻ふとの始あり和訓栞ハ土左國五十餘萬
 頃海に没せしふと書紀ハええて土佐傳ある所何せか
 一十町といへり十町即一萬石の地して吾川郡とあり
 けり是代の義るるべし和名鈔ハ頃今之法六町六段二

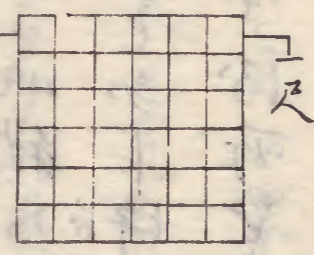
百四十歩と見えたり畝百為頃とふちが了蓋同朝廷
 より名代子代といふこと始れたる其代ハ太子諸
 王をくハ皇后の為ニ食封と賜り後ニ其陵邑の守田
 り充らまるとは見えぬ守田の事令是神廟何は諸王
 等ハ寸路の支用供給の代とて田稻若干と封せら
 ましの名とと見えたり又歌ハ十代田五百代小田ふど
 派ハ田の物成の成實ハ就名とて今云定代ふ
 是式曰代頭也三十六歩為一段頭一段為一町頭頭ハ
 五六とある頭ハ一七坪一
 二代十坪二
 三代廿
 四代廿八坪四
 五代三十六坪
 六代四十三
 坪三尺八寸
 四代尺八寸
 五代一畝也
 六代坪一尺

二寸一畝 七代 五十坪 二尺四寸 八代 五十七坪 三尺六寸
 七步余 九代 六十四坪 四尺八寸 十代 七十二坪 一畝三十一步
 卅代 二百十六畝 四十代 二百八十八畝 五十代 三百
 段也 右の割りてハ五十代ハ三百六十坪より一段也
 百代ハ七百廿坪二段也 五百代ハ三千六百坪十段也
 千代ハ七千二百坪廿段也 五千代ハ三万六千坪百
 段也 一万代ハ七万二千坪二百段也 五万代ハ三十
 六万坪千段也 十万代ハ七十二万坪二千段也 五十
 万代三百六十万坪万段也 今田家東代西代北代などある
 古事記傳曰代とは崇神紀倭國之物實とは何ふ實あり何

よまをそ物と指て云今世に代物といふ言此より一里
 其と現まてり物といふふて灼然まど志呂と回
 薩摩國新田宮藏弘安四年閏七月執達狀^{半代桑代作}稲
 御年貢以下とるえとに此半代桑代も其田の物實と云
 孝徳紀曰凡田長三十步廣十二步為段十段為町淡海公
 令曰度地五尺為步三百步為里三代格曰以大方六尺為
 步拾芥抄曰凡田以方六尺為一步といふり此令の一尺
 ハ今の曲尺より一尺二寸よりあつたそのむらり方と
 一歩といふといふ格の大方六尺ハ今の曲尺一尺より
 云大とハ量地尺の事也故に五尺と一尺の不同われ
 ども地を度地の実ありしこの五尺と一尺の事あるを新大
小尺といふと云々は度地制畧考
 成形圖説卷之二 五

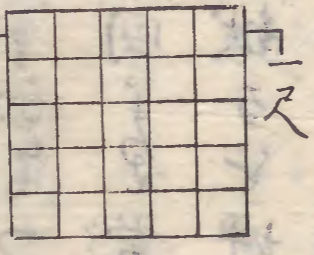
独之と辨やり或問、田令集解古記曰、雜令度地、以五尺為一步、
 又和銅六年二月十九日、格其度地、以六尺為一步、者未知令
 格之趣、并段積等改易之義、答曰、令以五尺為一步、者是高麗
 法、曰為度地、令使而尺、作長大、以二百五十步為一段、者亦
 高麗術、以高麗五尺、准今尺、大六尺、相當故格、云以六尺為
 一步、者則是令五尺、內積步、改名六尺、積步耳、其於地、无所損
 也、書紀通證曰、中古之制、方六尺五寸、為一步、即一間、有
 天正中復用六尺、蓋準古五尺、中古六尺、五寸、とる申渡
 里始、とる也、按、田割、と六尺五寸、とせ、と豊太岡の
 定、と天正年中復改、と何、復の字、證、とべし、上世、と
 の田割、と一町、と子、とる坪、の積、あり、今、時、五六、の積、
 改、て、三子坪、と一町、と、凡、本邦の田制、町段、畝、歩、分、厘
 の次第、あり、古今田制別畫圖、たのぶ、と、し、

六尺一坪和銅の制也



是今の曲尺一尺二寸と一尺一坪あり
 方、の、一、坪、あり
 三、十、六、と、積、
 三、十、六、と、積、
 二、十、六、と、積、
 曲尺一尺二寸と一尺一坪あり
 分り、の、積、也

五尺一坪令の制也



是今の曲尺一尺二寸と一尺一坪あり
 方、の、一、坪、あり
 五、と、積、
 五、と、積、
 五、と、積、
 曲尺一尺二寸と一尺一坪あり
 分り、の、積、也

坪ハ即歩あり、方六尺なり、今の席二帖敷地と一坪と
 呼、坪ハ和字なり、字書ハ平也、と、或曰、評の省也、坪
 書紀ハ一部とひとほ、と、あり、後、坪
 と、ハ、一局の界、坪、あり、と、禁、裏、の、局、房、又、桐、壺、雷、壺、の
 名、の、と、後、移、物、得、と、歳、の、と、め、に、始、と、る、後、と、る、也

人としておるせよふさくは壺くハとのこころがうて
ひすよさめのはいくとりあもとり又鳥逐曲よ西田
とよ千町東田とよ千町坪ツボのかかの町乃行とほろく
爾雅ニ宮中術謂之壺陸奥國宮城郡坪碑の事風土記ハ
尺えハ和訓栞曰つがとつふハ此壺よ人夫と量る坪
ありて沙陣法御坪遠侍るどハの名ありとい朝野羣載小
つと見かき坪ハ界局の名ふと志る魚一
田坪付の事何早中行事歌合不堪佃田奏とよめ歌歌
よ此秋ハ千町のおしぬ教とつてつふよとぬ坪附
とふ所と書シして大臣ハ献ると坪附帳といつり事ハ
江家次第よくと一〇歩亦阿由美と称と古い質素ハ

て結繩の政ハ書紀ハ以千尋梯結為百八十ハ縁起也或
ハ足と擧て土田の遠近闊狭と量る四ふび足と擧て六
尺ハ完るるり因て四足目よハ三ふび足と擧て六尺
こなる是よる幾足と計つて千萬歩といとと誤らば
海東諸國記日本計田町段其法以中人平歩兩足相距為
一步六十五歩為一段十段為一町一段準我五十ハ蓋
是周歩とて春秋宣十五年秋初稅畝ハ杜註公田之
法十取其一ハ今又履其餘畝復十收其一ハ通鑑宋紀及其
既種有司履畝增之ハ書叙指南云親按行田曰ハ田地の
履畝履畝ハ足數と踏畝段と定むハ云と云ハ○田地の
長短廣狭よとていぐ幾區の名目と立てて或十歩と一
區ハと二十歩と一區ハと一畝ハ以上と一區ハと一
畦ハの中とて一區とよる等の差別あり世麻知は畝間

元亨二年河内進宮と段反の二字類一用する拾芥鈔と
一段為一町頭唐史朱仁軌誨子弟云終身讓畔不失一段

一町八十段ある是即三千坪として去る十町を横五十

間也此五十間の中と十間八道と取らず共と十間を若

子田留井間々の割あり十間の道割して細く所隔畔

路と取ると此中皆の取るとえりて割取ありいづれと

十間よりおよびあさぬさるり又拾芥鈔と十段為一町

積凡厥一町積三千六百歩也當時以此町積あり一町也

○麻知は間道小て即町也區訓て町町と蓋間道ハ田中

往返とるさの大界と次故と此方の田敷町小てりて

極と袴の間道と左右脚の界なり説文田踐處曰町○

坊賈達謂原坊之地九夫為町三町而當一井也按今俗

畝町ハ訓と以一町段ハ字と以呼つり而歩ハ即亦坪な

ふふとととと後宮中市上の巷陌と呼て町とつり

小田町の義なり后町采女町ふどつりありてそのち

さき所とハ小町とつり小野の小町ハ出羽郡司小野良

実々女とて宮中の小町ふん在るれハ呼つり在の草

紙と小町りみめよく老おとらへてふどつりハ

大とととととと歌よく泳めふとのうろ名ハたか

又又市防と称と比屋間○田賦集曰古の田券ハ一

町十と分て其一と一と記一ニと川と記一三と川と

記一四と川と記一五とは一と記一六と下と記一七と

下と記一八と下と記一九と下と記一十と記一十一と

廣さなる後と及て一と一畝リと二畝と號とくは

三百六十歩一段なまばりハ三十六歩川ハ七十二歩分
 ぶ屋一隊ハ是ノ準ム今按ヨリ川ハ即太古ノ在テ一
 二三の文字なり後ニ於テ算置の畫トシ釋紀大藏省御
 書中有神代字六七枚許トシ之の川乃おと古の三
 字ありハと瓊矛拾遺ニあるヤリハハ未書契あり
 どののりハ經界乃記號かくの如くあるべし今又河
 内枚岡泡輪神社の藏土笥ニ鑿トシテ天名地鎮トシ
 どののりハ五音字母あり其字左の如し
 其讀法ハ粗舊事
 大經ニ出ヤリ

親	人	七	ハ	ヒ	ヒ
兒	含	コ	ハ	フ	ム
倫	道	ト	ハ	ミ	チ
元	善	ト	ハ	ヨ	キ
因	命	ト	ハ	イ	チ
心	報	ト	ハ	ム	キ
顯	七	ト	ハ	ナ	ナ

新井氏曰所謂神代文字者凡五或ハ有
 其體不可辨者或ハ有科斗書者或ハ有鳥篆者
 世更造新字四十四卷其體如梵書又
 肥人書一二字昂今猶有通用者古者列國各有其字而異
 其制又曰氏所傳一萬五千三百七十九字乃是一體
 兆猶卦之有文也今按ハ阿奈以知ハ此等の中の一體耳

子	リ	チ	リ	メ	レ	ワ	リ	チ	リ
私	メ	ハ	メ	ハ	メ	ハ	メ	ハ	メ
盗	ヌ	ス	ミ	カ	ヒ	シ	カ	ヒ	シ
君	ナ	シ	ソ	ク	ナ	シ	ソ	ク	ナ
主	ヲ	ト	コ	ハ	ヲ	ト	コ	ハ	ヲ
豐	タ	カ	マ	シ	タ	カ	マ	シ	タ
位	ハ	タ	ウ	キ	ハ	タ	ウ	キ	ハ
臣	シ	カ	レ	ハ	シ	カ	レ	ハ	シ
榮	サ	カ	ケ	セ	サ	カ	ケ	セ	サ
惡	ア	レ	キ	ハ	ア	レ	キ	ハ	ア

成形圖說卷之二

十

或曰伊勢より八田一段より三十束州と稱す是は一所三
 百束より十五石とあり下田よりあり一又三越奥州北
 邊の圃より田を計て何州と云ふ民の言を採て畿
 子州幾万州と云ふは八田四畝坪と一反と云是は百州
 として男一人より五百州と云ふは田ありて百州
 より穀二三石と得たり但上下田より不同ありといへ
 里○西土の畝率を考へ唐虞夏の三代ハ六尺一步とい
 魯般尺の高ハ五尺即魯般尺あり周ハ八尺魯般尺の五尺三寸
 五尺あり王制云古者以周尺八尺為步今以周尺六尺四寸為步
 陳皓注古者八寸為尺以周尺八尺為步則有六尺四寸為步
 以周尺六尺四寸為步則一步有五十二寸是今步古比步
 馬步剽出一尺二寸八分然とと王制ハ蓋漢儒の案

所本文及疏義等皆誤あり原發揮の辨しぬは此に復言也漢志云六尺為步百步
 為畝或作畝後漢趙氏云今以二百四十步為畝古百畝當
 今之四十一畝按趙氏の説ハ秦孝公の制也宋程氏云
 之二百古者百畝止當今之四十畝今之百畝當古
 五十畝古所謂畝其廣六尺長六百尺是為一畝
 古者二畝半當今一畝十步司馬法云一舉足曰跬跬三尺
 兩舉足曰步步六尺是ハ人の左右の足と云ふは一足と
 二尺の積り左右を是と云ふは然とも後世ハ一尺と
 尺長くありて人の一歩より何より二尺よりハ
 踏フミと云ふ故に唐六典に凡天下之田五尺為步二百四十步
 為畝百畝為頃制度通曰町ハ唐の頃より準し段ハ唐の畝

は準して廣狹あり右の百歩ハ々の四十一步ありて一
頃ハ此方此五町七段二畝余なり今按よ和名鈔と頃今
之法六町六段二百十四歩とありと心しとありて一
ありあかり律原發揮曰一夫所受百畝之田 本邦今の
三町七畝三步餘あり井田九百畝ハ 本邦今の二十
七町六段四畝三步餘あり是明乃里法に依て算り云
也獻可録に司馬法に歩而と一畝とありハ一畝ハ百坪
百歩ハ一石坪に百歩ハ一石坪九百歩ハ九石坪とて是
昂井田の地取あり是ハ司馬法ののの畝率とてとあり
れ々の田制ありと今按よ周田百畝ハ斯方の田あり

て二町四段二畝廿一步餘ありハ九百畝ハ斯方の田あり
一七廿一町八段四畝十六歩あり然とも野田の地取ハ
夏殷周の之代各同一ありは井地の所を辨減せ
りはとありてし續文献通考云金之田制量田以營造尺
五尺為歩闊一步長二百四十歩為畝百畝為頃今按よ即唐六典の
歩法と令荒政要覽角地法云一畝分為四角每角六十歩
也今清國の畝率とあり自方一弓と一歩とあり一弓とあり
ハ昂丈量弓尺の長ありて是方の歩尺五尺五寸あり二
而四十九歩と一畝とあり此方の田法ありて五畝七分二厘
七毛八絲有奇とありと清の一畝とあり 本邦

の五畝算を準と爲し朝鮮の畝率ハ大典詞訟類聚云一
等田尺長准周尺四尺七寸七分五厘二等田五尺一寸七
分九厘三等田五尺七寸三厘四等田六尺四寸三分四厘
也

里ニナリ程算學啓蒙里法三百步為里者當以六尺為
步若三百六十步為里者當以五尺為步也

蕃名マイル

成務紀曰隔山河而分國縣隨阡陌以定邑里とは是道里經
界國郡邦域と定られ始と古事記序曰定境開邦又
諸國記七年丁丑定諸州經界とは是あり書紀私記も阡

と豎乃道と訓陌と横乃道ともあり出雲風土記十字街

わりの十字の形と云ふは此の字より會合の所あり又ハ同毛とつじし
より和字より十字とつじしと云ふは二合とつじしと云ふは即衢街あり
後子謂過小して四辻四歧高辻等の名亦茲小出をり

食貨志云秦孝公用高鞅壞井田開阡陌注南北曰阡東西曰陌○
晋書裴秀云國之體有六焉一曰分率所以辨廣輪
之度也二曰準望所以正彼此之體也三曰道里所以定所
由之數也四曰高下五曰方邪六曰迂直此三者各因地而
制宜所以校夷險之異也遠近之實定於分率彼此
之實定於道里度數之實定於高下方邪迂直之算
曰畿内國郡凡郡以四十里為大郡三十里以下四里以上
為中郡三里為小郡又曰班田收授之法五十戶為里每里
置長一人掌按檢戶口課植農桑禁察非違催驅賦役是郡

里道程の始と終し今ハ廿里以下十六里以上は大郡
 十二里以上ハ上郡 八里以上十一里迄ハ中郡 四
 里以上七里迄ハ下郡 二里以上三里迄ハ小郡と云々
 いり拾芥鈔曰卅六町為一里卅六里為條條起從北行
 於南限卅六條里起從西行於東限卅六里町始良終乾と
 條ハ今の御村ハ東條西條と云々ハ小く里路ハ十町
 と一里と云々は是始と終と云々の五町一里と云々ハ
 五町四方田地の制あり奥州多賀碑令式風土記等
 の記と所是也按古事記ハ船の餘枝と云々琴以は
 其音響于七里と云々この七里五町一里ありてハ今

の一里ハ一町是らざれば七里の中央ハ居て四方ハ
 八町七段許あり又東鑑ハ足利又太郎忠綱ハ呼聲
 坂東路聞于四十里四十里ハ今の五里二十町計されバ
 五里の中央より四方ハ一里十町と云々も云々といふ
 事ハ太平記新田義貞の夢状と云々京都より鎌倉まで
 の路程と載て八百里とあり五町一里ハ八百里ハ今の
 六十里ハ町ありと云々ハ相模の七里濱上總乃九十九
 里濱と云々と云々故址と云々
 本藩大隅福山御七里原又
 三十六町為一里と云々四方田地の制ありてハ一の
 五町ハ量地尺長されハ後の五町と云々其ハ相模し因て

むり一里ハ今の市町とつゝとあつたの付へたり按
仁徳紀四十一年春三月遣紀角宿禰於百濟始分國郡壇
場具錄郷土所出又天武紀十二年諸王五位伊勢王等巡
行天下限分諸國之境堺とつり凡古の時東西南北と極
谷地形と度^{ハカ}四海と甄^{ワチ}て天下の邦域と記し道里遠近
の碑と建^ツて終^ハつと國史に見え^レれども當時の碑文
今不残るゝもの僅^ニ東陸一二^ニ過^レざれば其始る所未^レど
詳^クなり續紀限伊勢大神宮之界樹標とつりハ即今の
界木也經國大典云東海諸國用日本里數其十里准我國
四十里也信長記云天文九年冬將軍家より諸國へ仰有

て四十町と一里とし里^リ堦乃上^ニ松と櫛^{ウギ}と植^ウとあ似^ヒ
也奠陰逸史曰慶長九年二月下令東海東山北陸三道每
里置堦既而西南亦皆依其法云今里堦^ニ櫛^{ウギ}と植^ウハ是
行旅の準望庇蔭の便^ニめて此等の^ニ既^ニ後紀^ニ道邊之
木夏坐蔭^ニ為^レ休息處^トとつりさよりつえ^レり今是
と並^ナ樹^キと云漢^ニめて街^ニ櫛^{ウギ}道^ニ櫛^{ウギ}とつり北史^ニ韋^ニ孝^ニ寬^ニ
是路側一里置^一土^一堦^一自^一孝^一寬^一臨^一州^一當^一堦^一處^一植^一槐^一木^一代之^一行
旅得^一庇^一蔭^一周^一文^一後^一見^一之^一曰^一豈^一得^一一^一州^一獨^一爾^一當^一天^一下^一同^一之^一於^一是
分^一諸^一州^一道^一路^一一^一里^一植^一一^一木^一二^一海^一東^一諸^一國^一記^一云^一日本^一里^一數^一と
里^一植^一二^一木^一百^一里^一植^一五^一木^一焉

町と以一里と以即六十間にして三百九十尺也或又六
 町四十町四十八町伊勢路の古五十町七十二町山陽道
の古と一里とと處所異同有りとも西土の里歩と考
 周一里ハ 本邦今四町四十七歩有奇あり 一歩ハ今五
 尺七寸五分
 有奇 秦漢一里ハ 本邦今三町三十五歩五尺三寸有奇
 奇 一歩今四尺三寸一
 分七厘七毫八糸 唐一里ハ 本邦今四町十歩あり
 明一里百尺ハ 本邦今五町也 是明ハ五尺と一歩と
 明の度地尺の銅尺ハ 本邦の曲尺と同寸なり 周千
 八百尺と 本邦の六尺とて刻バ三百間とあり又六十
 間とて 除バ五明十里一尺ハ 本邦今一里十四町也 是
 町とて 除バ五明十里一尺ハ 本邦今一里十四町也 是
 の一萬八千尺と六尺一間とて刻バ二千間と有り又六
 十間の一町と除バ五十町と有りとも

除く明百里十尺ハ 本邦今十三里卅二町也 算法 本邦
 也 一里一萬二千九ハ明七里七十二歩也 是一萬二千九百一
 尺一歩とて刻バ二千九百二歩とあり 本邦十里二
 万九千尺明七十二里也 本邦百里百二十九明七百二十
 里也 本邦千里明七千二百里也 清一里一千九百一
 邦今五町三十間也 是清の歩弓ハ 本邦曲尺五尺五寸
 尺五寸也 此の算とて考バ清の清十里一万九千一 本邦
 二万九千歩ハ千九百八十尺也 清十里一万九千一 本邦
 一里十九町也 清の一万九千八百尺と六尺とて刻バ二
 町とあり 二十六町の一里 清百里十九万 本邦十五里
 と除キ十町あり也 本邦百五十二里廿八町也 本
 十町也 清千里百九十 本邦百五十二里廿八町也 本

邦一里一萬二千九百六十尺ハ清六里百九十六步二尺也是邦の一
 里一萬二千九百六十尺ハ清の五尺五寸五分刻バ二子
 三百五十六步二尺とあるとらるる六十歩の一里とて除
 也 本邦十里ハ清六十五里百六十三步三尺五寸也
 本邦百里ハ清六百五十四里百九十六步二尺也武備志
 日本道里と載て名十里而有百里と云ハ此大數と
 學風俗通云一里三百六十步公羊傳註疏
三百步輟耕錄二百四十步是 考邦里
 數の一里少ハ七千餘步也又天竺 由旬と云ハ
 智度論云由旬大者八十里中者六十里下者四十里名義
 集云印度國俗乃三十里今本邦里數と又按清地理
 以て計之一由旬ハ乃二十四町餘あり
 考海路更數論曰針家の説ハ水程ハ無里鋪只以更數
 定遠近耳一更天約早程六十里也と云アリ是唐山舟人

の常ハ針簿據里諸所遠近乃更數と定て航海の準タラシ
 則ミテと云ふの術也此一更程六十里と 本邦の道程三千里は約
 七里有奇ハ南より嘗元明の算書と閱ケとら凡一
 里乃長一百八十丈人歩ハ約て一千歩也と云へり
 是ハ魯般尺魯般尺一尺乃長ハ 日本曲
 尺九寸一分六厘七毫有奇也
 故子西土唐山の一里ハ 日本の曲尺百六十五丈ハ
 南より 日本一里の總長千四百零四丈也六尺五寸為
一里の積 為一町三十六町為於是右の百六十五丈ハ六十里と
 乘一十九千九百丈と云ふ是と云ふ四百零里と云ふ除
 約とれば即唐山の一更ハ 日本の七里零五厘一毫二

絲八忽有奇ハチコトかふふとと得也今唐山諸島の事を
 と測ハカ度ハカさる標準マアテと求モトメる唯五島より長崎に到いたる更
 數及用針の方向等と詳コトに合參あはるふのおおに依よ據た
 かし支唐船の長崎港に到いたる五島の南角より又癸
 針ハシと用もちて約およ五更イタよりして收こ入いらるる乃其直程スジマチと計はる
 日本里數三十五六里の海路也是則一更七里餘を以
 て五更イタより距は故もとより五七三十五里乃數かずに符合あはり五島地
 常トは五島よりして到いたる四十里也と云々然しかども是
 小艇コボネよりして行ゆく海路ウミヂよりして唐船直行カラるふの海路ウミヂ
 おれ
 かゞゞゞ

の常トは針簿ハシに據たり諸所遠近乃更數と定さて航海ウミヂの準ス
 則すなはちこの術ウツ也此一更程六十里と 本邦の道程ミチマは約およ
 まば七里有奇ナナリより南みなより嘗ナ元明の算書サンショと閱よむに凡およ一
 里乃長一百八十丈人行ヒトは約およて一千歩也と云々
 是ハ魯般尺ロパンシと用もちるの數也 魯般尺一尺乃長ハ 日本曲
 故もとは西土唐山の一里ハ 日本ニッポンの曲尺百六十五丈と
 南みなより 日本一里の總長千四百零四丈也 六尺五寸ロクシチゴ為な
 為一町ヒト三十六町三十六マチ為な於是右の百六十五丈ヒトは六十里と
 一里ヒトの積たよりして云々 葉エフ一ヒト九千九百丈と云々是と云々曲百零里と云々除
 約およむれば即唐山の一更ハ 日本ニッポンの七里零五厘一毫二

絲八忽有奇かふふとと得也今唐山諸島の事を
 と測度する標準と求む唯五島より北崎に到る更
 敷及用針の方向等と詳し合参するふのおおし依據
 かりし唐船の長崎港に到る五島の南角より丑癸
 針と用て約五更よりして收入とらふなり其直程と計し
 日本里敷三十五六里の海路也是則一更七里餘を以
 て五更より距故より五七三十五里乃敷より符合せり五島地
 常より五島よりして到る四十里也と云ふ然れども是
 小艇よりして航行するの海路より唐船直行するの海路
 おれ
 かし

土宜

蕃名フリユクトバールラント 豊へツテゴロント 地 腴
 シカラアララント 凶マアゲルゴロント 瘠地
 凡つみへの名田亦夥し天畝田長田とらふは天
 子の御田也始て稲種と殖る齋時の良田小て伊勢の狭
 長田のガトキ是也狭くハ農事と佐とらふ是其張本
 後名字より佐多長又出雲より五十狭田より五十は
 田あどし
 濃宍の辭かれバ神田より名つけり風土記小
 ハ神須佐能衰命詔大須佐田小須佐田定給とらひ須佐
 とハ尊の御号より神功卷より御心廣田御心長田

國々、寛大の心と稱する。又吾田長屋笠狭之崎と云
 吾田ハ今の薩摩國小て笠狭ハ今加世田と呼ぶ地を吾
 田とは猶私田と云ふが如く長屋笠狭を長田狭田と
 おふかりき。按佐々の佐ハ世と約る故に笠狭今加世
 田と云ふ。又安房國ハ長狭郡あり東鑑
 字尺之云々。又天垣田ハ天子の御田故に垣して常田
 二分なり。萬葉ニ神代ハの傳き三田屋乃垣津田と云
 暎城下田也。漢書暎垣天安田ハ農業の便安あり天平
 食貨志田其宮垣地。天安田ハ今名字に安田あり。天平
 田ハ凹凸ふきの地と云ふ名字。天邑并田ハ地廣大諸邑會
 按村の間乃田なり。以上亦日神の御田ハ一霖旱
 一名字ハ村田あり。以上亦日神の御田ハ一霖旱
 と經つて損傷なきの良田と云ふ。又素尊の始

荒びぬ。一財は田何は天織田。織とハ本天川依田。其地
 依り今の宇治川の邊の田乃天口鋭田と云。水の掛口川依
 如く廣韻ニ曙江河邊地。急なり。田ハ水患多く口鋭田ハ旱害何ふの磽地なり。夫天子の
 御田とは漢ハ一ハ藉田なり。一ハ田のあり。東京賦天田天
 子之藉。古ハ天子皇屬皆其田地。何は其得失美惡を以其
 分の自ら然らしむることと示しあるより。是れ今
 亦も田地は耕人の好惡より美田と云。莠田と云。今
 ことふて今も良耕人の治一田と云。耕人受けと云
 て耕せば上田と下田と云。何のわざと亦おれり
 里ぬ又上田と云。と教業と歴下田となり。下田と

亦上田とされりしは、乃田地今ハ上中下の等大ニ変
 遷りて去りて又本花開那姫 天孫と本藩竹屋の
 宮里ありて降誕しませし時收小定田號曰狹名田以其
 田稻釀天甜酒嘗之甜酒ハ古事記傳又古ハ味の旨物と
多ク米といフ事並ニ延喜式姓氏録
 等よる又用淳浪田稻為飯嘗之ハトとなして稻と取つて今の大嘗會の縁起なり所謂
 誕生賀まどりの亦是より権輿ハビリゆる狹名田とハ後
 又真田と書りおとくは稲を依ハ志農功と云履中
紀
 狹名來田津命あり津浪田とハ沼亦愛と云辭めて沼弟ヌボの
 名とし浪田ハ名田なり今阿多郡干野田間と云所と

京田ありしは交名なり其の字様なるべし凡田は桑の
 名と稱て字といふ西土モロコシふてと田名と字稱と云り神
 武卷ニ皇師立詰之處謂猛田作城處曰城田僵屍枕臂處
 呼頰枕田とあるの類ハ其地後ハ開墾して遂ニ其田の
 字稱と云り也或曰豊前ふて字のこくとホノケ
といひ筑前ふて月穂又キと云り其後
 是より諸国皆屯田あり所謂公穀正税の御田と云り詳
 類聚国史屯田部ニ載るる今諸州の地 延暦十六年以屯
 名ニ三田富田ふどり云々其故址なり 按字典兵耕曰屯田周禮有
 田稻賣與貧民以救之勸農也 屯部今曰屯田司○事物紀
 原屯田蓋起於漢 延喜の御時ニ屯田諸国正税の外ニ位
 武開西域之時也

田職田公麻田國造田賜田没官田口分田乘田何_レ並_ニ
輸地子田_ト自餘皆_ハ輸租田_ト又曰神田射田健兒田
學校田諸衛射田左右馬寮田飼戶田調急田勸學田典藥
寮田節婦田易田職寫戶田贅力婦女田博獨田船瀬功德
田造船瀬料田等並_ニ不輸租田_ト又曰乘田可充品位田以全町給之又
麻田等ハ輸地子田又曰乘田可充品位田以全町給之又
令曰功臣報勞田_ト何_レ是功勞何_レの人_ニ賜
ふ田_ハて子孫三代_ニ傳_テ三代_ニ傳_テ官_ハ返_リ上_ニ次_ス也
凡功田大功世々不絶上功傳三世中功傳二世下功傳子
と何_レ又_ハ不輸田何_レ不輸田ハ一人受持て回持_トせ_シ

は田地の事_ハる_ニし田令曰凡給口分田者男二段女減
三分之一五年以下不給其地有寛狭者從郷土法易田倍
給給訖具録町段及四至口分田ハ久毛天と訓めり音便
なり人の口數_トと_シ田減班_トて尊卑_ハお_シる_ニ受_ルな
り食貨志以口受田是_ハなり_ト是_ハじり_ハ一人_ニ各_ニ田
二段_ト渡_シされ_ルなり郷土法_トは有餘_ハる_ニもの_トも
人_ハる_ニ過_リて田_ハ受_ル取_ルる_ニは_ハる_ニ又易田_ト
は何_レき田地_ハなれば二_ハ段_ノの_ハり_ト加_ハ給_トら_ル凡_ハじ
り_ハは_ハ歳_ニく_ニ地_ト休_ム耕種_ハお_シ常_ノのお_シる_ニ建_武式
自_ハハ_ハ易地_トと_シお_シ何_レ之_ト休_ム作_ルと_シ又水_ト放_ル

川浸りして水陸共よ田とふ次第さことのよして植物と易
て水田と二三年休めて畠とまゝに作らば土の氣轉りて
強くなり沛草滋る寸草生ずる頃実のり一倍と有り
ついでされども泥塗漸汝の渾田なればなへて陸田と
はなりかゞ一食貨志歳耕種者為不易上田休一歳者為
一易中田休二歳者為再易下田三歳更耕之自爰其處農
民戸人已受田其家衆男為餘夫以口受田如比註爰更互
也比例也といふ事又此に就てむり今の異ありわあ
とともうはなをきまゝとある或人曰く地を休むると
ハ来年の作は能く出かして穀と多く收るる間なりまゝ

よしては付家した田畑の大雨降て汚水溢り泥かぶり
なり或ハ電よ痛むと植樹とんごもれバ苗老て枯れ
寸々更苗しごと付おられぬ他よりともい苗もなし
づしとらばことしば此のハ休ませる来歳の為る荒
しとらばしとらばつとらばの何れも大なる誤り抑天災地
災ハ人の力及ぶししかる程新よ何ふとこと
一畠より苗よとわさ再び苗と付立ると何と速よ二
度耕りよまをひくも田畑とありし程をくくばいふ
しハ地を休てよすも有りつとこと今ハ力一盡よ
ゆりてさへ他は餘計なく其上はまやう家田ハ多た

ちよ生蔓^{オヒハヒ}たる春よお返も可大は留とぬり人少き者
 はその田よのこかりてと居るぬれ代と捨と馬
 把を引きしよ一まのりむなで植よよま一
 付ませはの利あるのさあは年^{オシ}の取実とぬり定
 めるより引くとおのりむなよりおびとく大
 め^{オシ}遊^{オシ}おちあちち苗とち^{オシ}時^{オシ}後とよまぬ取実
 ハ持たす^{オシ}田畑とぬり^{オシ}一^{オシ}田^{オシ}に^{オシ}子^{オシ}里^{オシ}
 舟よのちまののおくおとさる苗とぬり^{オシ}むな
 ぬ田の更とぬり^{オシ}せ^{オシ}れ^{オシ}ば^{オシ}ら^{オシ}あ^{オシ}く^{オシ}より^{オシ}後^{オシ}と^{オシ}種^{オシ}ま^{オシ}と
 ありて田畑の弊^{オシ}なきやうよ^{オシ}く^{オシ}一^{オシ}の^{オシ}あ^{オシ}ら^{オシ}む^{オシ}ら^{オシ}と

ちよ^{オシ}一^{オシ}子^{オシ}里^{オシ}の^{オシ}舟^{オシ}一^{オシ}角^{オシ}めて^{オシ}あ^{オシ}ら^{オシ}む^{オシ}な^{オシ}也^{オシ}○^{オシ}泥^{オシ}土^{オシ}沙^{オシ}土^{オシ}
 ちよは土の濕^{オシ}と^{オシ}埃^{オシ}と^{オシ}お^{オシ}て^{オシ}田^{オシ}畑^{オシ}の上^{オシ}お^{オシ}とい^{オシ}つ^{オシ}は^{オシ}な^{オシ}
 る^{オシ}べ^{オシ}一^{オシ}凡^{オシ}上^{オシ}田^{オシ}は^{オシ}肥^{オシ}瘠^{オシ}と^{オシ}用^{オシ}ぬ^{オシ}れ^{オシ}ど^{オシ}も^{オシ}成^{オシ}実^{オシ}と^{オシ}く^{オシ}又^{オシ}蒼^{オシ}
 と^{オシ}用^{オシ}れ^{オシ}ば^{オシ}又^{オシ}蒼^{オシ}の^{オシ}多^{オシ}少^{オシ}と^{オシ}得^{オシ}て^{オシ}茂^{オシ}実^{オシ}と^{オシ}亦^{オシ}衆^{オシ}寡^{オシ}何^{オシ}も^{オシ}歳^{オシ}
 播^{オシ}種^{オシ}て^{オシ}茂^{オシ}実^{オシ}か^{オシ}ら^{オシ}く^{オシ}不^{オシ}熟^{オシ}なき^{オシ}もの^{オシ}と^{オシ}大^{オシ}上^{オシ}の^{オシ}田^{オシ}土^{オシ}と
 一^{オシ}圃^{オシ}の中^{オシ}お^{オシ}て^{オシ}有^{オシ}が^{オシ}く^{オシ}ま^{オシ}の^{オシ}なり^{オシ}上^{オシ}田^{オシ}の^{オシ}事^{オシ}と^{オシ}い
 お^{オシ}し^{オシ}ハ^{オシ}一^{オシ}圃^{オシ}と^{オシ}つ^{オシ}あ^{オシ}とい^{オシ}つ^{オシ}り^{オシ}万^{オシ}葉^{オシ}の^{オシ}舟^{オシ}に^{オシ}う^{オシ}一^{オシ}圃^{オシ}よ
 も^{オシ}引^{オシ}ハ^{オシ}何^{オシ}も^{オシ}た^{オシ}ま^{オシ}とい^{オシ}つ^{オシ}ど^{オシ}も^{オシ}れ^{オシ}一^{オシ}戎^{オシ}子^{オシ}夜^{オシ}の^{オシ}と^{オシ}り^{オシ}ぬ
 る^{オシ}と^{オシ}ス^{オシ}し^{オシ}一^{オシ}後^{オシ}よ^{オシ}ハ^{オシ}抄^{オシ}作^{オシ}ま^{オシ}ふ^{オシ}と^{オシ}あ^{オシ}つ^{オシ}て^{オシ}植^{オシ}田^{オシ}と^{オシ}呼^{オシ}び^{オシ}一^{オシ}圃^{オシ}
 古今^{オシ}よ^{オシ}も^{オシ}上^{オシ}圃^{オシ}と^{オシ}名^{オシ}字^{オシ}と^{オシ}見^{オシ}え^{オシ}ら^{オシ}う^{オシ}

周禮よ不易之地と
 一圃と上圃の事也

又養と用まば茂実多く用おざれば少きとの中田と
 次又淤泥ドロドロおいて常よ水渚ミヅヅリの地と下田と凡そ是等ハ旱歳テリトシ
 には宜きでしくなまどと多く登るが又陸種ダツモノ播ホウか
 しくむ利益少き故あり下田の事と万葉より寸田と
 云今名字は次田河也或曰俗ハ徒イダラシ為と下田と泥田と
さより出し滋也今按薩摩國新田宮藏建仁三年八月文
 献新田宮并五大院田肆拾町事依為沼間田追年不令満
 作仍為撫民所充行段別一斗五升代也あると泥凡田地
 渾乃下田ゆゑ任郵の為段別と充給しおとあり
 の位上と下ことハ位うごう使中と下と凡他人の力お
 けり中ハ上の出来といしく下ハ中の出来方と取実
 おとらぬやうに作り出ほすハ地チも習ふるハあしは

他年の覚悟は在り一暇位に地と同扱又出来といま
 ハ中下の田地ハ一入心と用て作り置上下と位ハ替
 まどと元來同一地おてあかるとしく行中ぬふ由ふ
 ろと上地と一用お届ぬふ村後の田と位の下ととま
 バカとぞして水と引人一度は次ハ二度も入ぬま
 バ下田と上田とるるといままバ已まくの勤るとはと
 めざりとも存うとも置一且上田ハ無多くて換ふれ
 とと上田ハ價高アタヒされバ高よ置けりて求るあり下田ハ
 無量の割ワと少く入して地色直れば取納帳計けりて
 而姓の勝手ハ下田下と田ととつとて年同様と惜ま

以地危あるやうにまじりておつり○稲田ハ土色黄赤
 く下ハ白塙シジの埴ハニ何ふ地ハ最上なり又喜黒の小石
 まじり此地ハ石の精氣少く水澤と保ち膏腴アブラツキ又堅強土
 子栽一箱ハ米粒少く実ミ子飯イ炊キて殖盛フエおと一倍小
 て倉クラて久しく残る倉クラも花ハナて粒つぶどお子稲田の好地と云
 上田の土ハ多オホ滑ヌルて多オホ附ぬ布也是ハ膏アブラ何ナニゆ急也
 即墳腴トコエツキなり書紀又宇古毛知古由と訓下田の土ハ多オホ附ツキ是ハ脂ヤシ
 乃ナゆ急也又赤土ハ何色の土と稱ナむくかハ其田多
 は多オホなり即埴ハニ塙ノコの類なり土體色黒、曰黒田と云と出雲風土記又尺之と云と名字
 黒田又野土は灰とシ稱ナむくやうとシ稱ナむくありとシきく

さくとして秋の田おと多ありてぬりり尺あり即
 埴シメツキ塙ノコの類あり又野土おぬりぬとあり野土ハ軽くさ
 らさくとしてふるさぬ又尺ゆりなり赤土ハ上なり野土
 ハ下なり赤土は黒土は赤土は柴土とて色イロふるさぬと砂土
 土おハくろき岩あり赤ベニ土ヒ石イシの雜マゼるがも赤小
 石赤小砂の土ハ多オホなりはか山谷間マタの田地行ユキの取
 魚イサありて多オホく分別ワカとべり○未申小大山あり
 て丑寅ウツチよりイくク雨アメ年は殊マ子コ他タと下シく福イ
 笠カサたらしと喜穂四五分の一ありてかふるシ米コメなりぬ
 そのなりと喜田と赤ベニ土ヒ其上霜雪シラユキとよくシ得エ田畑共イ

何一東南西に向ふは尤も落一村落ハ丑寅又山
 と負山南面ふく村の汗泉跡は流り所ハ田畑共
 又より田畑の他地へ村落を移すは漸くと他地を所へ家
 と造るやうに指しをる一若他場へ迂路ふど何く直
 又かりやうに道易は下へ登る安藝国の道路ハ直り肥
 後国の道路ハ迂り入馬の注来と計るよ俗に言弓と弦
 との損益なり○村より畑とくかくて百姓苦しむと
 何くは田の畦と廣くくくくくセ菽荏苳等時くくくく
 沿田の畔と宜一固本録曰上田の地ハ白黒赤及ハ沙
 嵐色等の墳土又洲渚土の類なり出雲風土記ハ稻田之

勝とくくくく中田ハ小礫雜る沙の色る等此土なり
 下田ハ塔垣強垣沙多土多なり コキハニ ツヨキ ロシキ
農書曰土地と云くくくく
 重祿むくくくく盛長と色とくくくく又石の色田土の粒
 地の色赤と糞と取所の石路の色也都邑の途道海に船
 此の便牛馬の糞物等又くくくくくくくくくくくく
 の村里とくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 下の位とくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 類函云五物五地也
 九等謂驛剛赤緹云

陰田 万葉集○又田稻と窳ととい一里凡此間の人傷あて
 田ハ私田也と云り

隠田 鑑 東 隠地 坪移

隱田 羨田 以上文獻通考羨田ハ何れと云ふと訓 隱租 經國雄畧 移坵 明律移
蕃名不詳

凡校田して縄と引字と入るとりつは民田の隱地と改め
の紀が考あり民部式曰凡隱首括出者主計寮載功過帳
申省省押署進官得度除帳者移主稅寮不申省又室町日
記に御領の百姓等乱逆より數年の年貢と寺内は隱
し傳りふくと云ふ是と隱米と唱り又坪移といふ
ふと云ふは隱米よのまの無き田所と他のよと田よく
ありつるとりつ其罪亦隱田よおれしおの所謂挿藏是
なり人の田と奪ひ己が田札と立て相争ふと云ふ和訓

栗曰今の人此看場名牌ふと云ふと云ふなり
凡種田者立碑概於田側書某社某人於隱地の科律ハ和
上社長以時點視碑概ハ即田札あり
漢共より重より何れり建武二記詐欺官私輩事或以不知
行之地稱當地行或冒名當給人号闕所掠賜之皆是朝議
之煩諸國之奸職而由斯不可不誠乎明律宗志は首隱田
と云ふハ隱地の訴人として云ふなり
石隱下五年該納五石皆徵入官此謂之依數徵納也○清
律云凡欺隱田糧脱漏版籍者一畝至五畝笞四十每五畝
加一等罪止杖一百又曰里
長知而不舉與犯人同罪

阿古事記○
即田畔也



久呂

和名 鈔

田乃界

界 嗟

○畔 說文畔田畔也 ○左傳為政如農之有畔 ○淮南子黃帝治天下田者不侵畔漁者不爭隈

賜 說文 田畔

○蕃名シケイデパツト

○阿と、物備、之、辭、翌、他、等、の、如、く、久、呂、ハ、俗、ノ、物、の、邊、郭、と、久、呂、利、と、一、説、ニ、轉、じ、ふ、べ、阿、ハ、古、名、ホ、ク、久、呂、ハ、今、名、ナリ、此、ノ、ハ、田、地、自、他、ノ、界、由、急、田、の、畔、ハ、双、方、ノ、中、手、が、り、ま、り、と、い、ふ、と、禁、以、る、ま、ど、生、滋、と、い、ふ、ハ、邊、あり、難、刈、の、と、あり、後、水、尾、帝、大、御、歌、ニ、何、と、い、ふ、で、あ、り、山、田、の、畔、を、わ、か、さ、う、れ、ま、り、た、ら、為、さ、う、也、按、ニ、諸、書、阿、ハ、阿、世、の、畧、あり、と、注、せ、り、之、の、ハ、和、名、鈔、ニ、一

云何世ありとらふより大なる人と注し国史畔の字皆
 何よのこ訓中延喜式上總国畔蒜郡何と又毀畔とらふ
 六とと潰界也涸水也と注きり是田邊の界あるゆゑこ
 こを毀とらして犯陵の眾とせしむと今もゆりて行きり
 又史周紀耕者皆讓畔とらふと畔は他人と他人との
 田界のあつたれバ邊側とてハなとと我田我田の爲
 小ハ外界なりとらふととるこ一又田の界の交錯とらふと
 蛙手とらふ

阿世書紀

田乃畦 阿夫志 沖繩土名蓋畔節あり畦は畔
 ○ 畦 音繩亦作塋塋塋和名鈔引唐韻稻田畦 稻畦 杜子美詩集
 ○ 蕃名ベステキケンデルランデレイン
 ○ 阿世とは畔背の義とらふと又間瀬と注せし凡水田
 必畔何と畔の中縦横は畦と起るあり川の瀬何りてた
 有ふ流と分つらぶと俗に何世道とらふ活あり書紀
 曰春則填渠毀畔又秋穀已成則直以絡繩纂疏曰直田以
 田以爲絡讀て阿世とらふと田畦よりて名つる
 我田也 我田也 我田也 我田也
 あり俗に凡物の交つらふとあせとらふと何と何と畦の田
 間は交互とらふとね似とらふとゆゑあり孝徳紀に譬如三

波多波多計ハ陸田の惣稱水田子對ハ干田の義也
波比計ハ土毛の謂と注セシハ毛ハ生と通ふ辭あり
通音計ハ生植者に録アテ食凡地みて可食の物生る所
土毛ハ生植者に録アテ食凡地みて可食の物生る所
と計とハ生植者に録アテ食凡地みて可食の物生る所
とバ皆波多計と稱ヘ正固て書紀中ハ曠と波多とハ波
多該とと又畝と也苑と也並に波多計とハ訓しあり類
聚國史子鎮祭高畠陵又延喜大學式子山城國久世郡畠
一町永為菜圃園地源氏談松風津莊の田はくけあどい
ふもの荒ゆり志くば空穂後君者てうだふけあどの
方は志とみのもととまでたふにつらきりぬる人うへ
下畑ととりてはけとゆふあどあり一説ハ波多は

治田也者ハ墾き耕る波利と云にともするこハ西土
少てハ耕種と云さの地ハ陸とも田といふと
くたとハ國仲あどハ藍畠麻畠あどと波と云ハ
藍田麻田と云へるとおれし又易蒙引云西北方可種五
谷之地皆謂之田南方之人指有水種稻者為之江南の俗
ハ稻田と云は田と稱や凡いみへる朝小陸田ハ多
く布とのりり粟田豆田麻田園田あど是也
淺茅生と云ふおれし麻田後ハ麻生と書又轉して麻
布と書るハ漢書り園田は是園と云ふは園のあふら
るる畑ハ火田の二合字あり漢語鈔火田野老傳云橫截
山作畠謂之截幡其先燒後耕謂之燒幡
幡按ハ截幡燒幡の
幡所謂ハ桑書也

留ハ白田セ二合ヤ也並ニ磨神アズノ字例アリ和名
 鈔引續搜神記曰江南白田種豆白田一日陸田又晉書傳
 玄傳云白田收至十餘斛水田收數十斛是白田ハ水田ニ
 何ゾの沙アリ文献通考云白田上田也○水經今ハ
 注名白田種白穀名赤田種赤穀
 水田ニありて穀と種と相と採し菜園と留と字
 一曰むりの畑と云ふのハ賤ク燒く山畑也
 又燒畑ニ毒換ありハ山林と伐開その跡の草葉と
 糞土と糶とて粟豆と云ふと燒播と云肥後國五
 箇村と云
 小ノ木場稗と云ふ乃山林と新撰字鏡ニ不耕蒔と夜
 燒をふ跡より内名あり
 伎麻伎又阿良麻伎と云ふ劉禹錫畬田行ニ上山燒卧木

下種暖灰中とんえる一ハ土不燃るものあり其地草
 と四五寸計あり一ノ片端より火と放ば其土の燃るふと
 とさぐさ藪のあゝままでやる過て壤皆灰となると
 疏通て種と撒き燒く土即肥と云ふ熱して灰ハ火氣
 と燒きぬふものかれバおのつゝ暖なる氣込ふく
 して土不和てハ温潤の生氣と存て極ての肥養となり
 之のなり是亦火田ニ迫りされど燃土と云ハ稀ニ有
 小ノかり月令ニ火耕水耨と云ふと何リ漢書云燒草下
 水種稻益生因悉芟去復下水灌水草死獨稻長所謂火耕
 水耨也是ハ物種と害と何草と燒て根と云や一生草と

熱湯タキユのいづゝ又ハ草と名おあふて腐らかりお小煮
 といふなり又乃耕火種並ハ廣東新語に見えしと諺に
 畠作ハ猫の額ヒメヒ田ヒメヒハ牛の額といふは又ハ畑ヒメヒのハ
 水田より少く他もといふは又ハ畑ハ入草切届り
 ざれハ他ヒメヒおさかづゝ詩ニ無田甫田惟莠驕々といふ
 ども各田ヒメヒバくり乃地ハ耕人ヒメヒ立ちぬり故に三ふして一
 ハ必畑と頒授さるゝし又曰國慶ハ山海平地ともある
 と上と下田河くして畑よし海濱ても山麓あり又
 凶豊ありて皆さるゝるふいふし

曾乃布 和名鈔○ 即圃園也 曾乃 古事記 宇良世 和訓栞後背を宇良と云ふハ即

圃の轉なり ○ 枕蓐カシはさるゝせきもの家乃うしろあゝ畠
 かどつゝふのちとさうる石しうかはかりぬみカシ木わ
 う立ていとカシ樹カシちさしいでいゝる是
 菜園カシ延喜式
 圃 说文種菜曰圃 ○ 周禮園圃毓草木注 果菡曰圃園其樊又云澤藪曰圃田
 蕃名サアイラント

背野の義也後園と云ふとあり古語に背カシと曾カシとらふ萬
 葉子背カシ向カシふと縁あり布ハ田也俗にハ園カシと書あり天
 武紀曰田カシ園者不問公私皆不耕悉荒と蓋波多計ハ陸田
 の大名あり 徒然草に陰陽師有宗が庭に徒ら度きおと
 うはふりきカシつとむ細道一ハ終して皆畠に依りまると
 凍けりきカシつとむ細道一ハ終して皆畠に依りまると
 也今も相承種あり
成りうゝるを

宇禰書紀○
即畦也

宇奈冠辭

畦音攜亦作畹集韻菜畦○史記千畦薑韋昭
注畦猶壠○克己銘私為町畦注畦田隴也

蕃名アツクケルホーレンス

宇禰ハ殖根の義といへり一説ハ田根の轉也垣根ふど
いふとおれ一按ハ陸田の阿母多り田ハ阿母といふ園
ハ宇禰といふおのりくろ別阿母又畝といふ宇禰といふ
ハ地の小高きふく園の壠畦と似たり書紀ハ畝丘宇
禰乎といふ是ハ水田の畦とハ各別なり爾雅畝丘注
丘有隴界如田畝釋名畝丘丘體滿一畝之地也○詩南東

其畝朱注畝壠也王安石云畝大抵以南為正故曰南畝

宇奈天和名鈔○
即畛也

畛音軫正字通井田間道也○
周禮十夫有溝溝上有畛

蕃名パアデーイ

畝手あり手ハ道あり万葉道のよと道の長手といふ履
中紀四年掘石上溝又豊後風土記菟名手臣あり

多美増古事記○
即溝渠也

畎亦作畎畎字典疏通流注皆曰
畎○和名鈔引陸詞田中渠也

蕃名コートパンレイストアツクケル

田水園の幾なるは溝ハ田乃色は環て樊のおとし書益

稷濬畎澮距川

奈波天 和名鈔○ 即暇也

田面道 即暇也

暇 說文田兩陌間道也○廣韻田間道○禮記疏暇者謂井畔相連綴之所造此郵舍田暇處焉○吳都賦注暇謂地廣道多也舊井田間有暇有暇

蕃名ハツト

繩手とさるり手ハ道なり本田ハ又量と對繩引て

零所の間道ありさハ畝手の手ふおれ

款又陸奥のさるり繩手馬さるり字さるりの月也

さるり

鹽田 濱田 鹽濱

鹵田 事文類聚即 鹽田 木華 海賦 鹽場 明律即塩

蕃名ソウトケート

鹽ハ涅土煮沙土煮二柱の神始むいー仙臺塩竈の社前

小在取の大鼎ハ塩と煮一の右器といつりじりは御

水と汲て釜みて煮取ししええるを款と煮居て煮

とさるり人やいり汲煮はわごと先はるり凡塩

濱ハ其賦ハ高賦ふふーさるりのみや三百歩と十二枚

と一晝夜百荷の湖ウミあて塩四十俵とけり漬百枚十人
 舟フネとつふ冬何方とれおれつらつら日然共水年早ヒト歳
 おて其等則と斟酌ナラシとるさふとけり西土の海産之地多
 るれバ塩むて少く常ナリ豚の腎ヒホ貯て塩梅とがせり
 故コトと羨吸スビよめ味甚いぢぢぢぢぢぢぢぢぢぢぢぢぢぢぢぢ
 純人恒ナと移まるナ明清律ナとて續て知る一諸侯とどに
 水精塩一升と賜ふがゆつらハ大判金鮮領ナとどの規模
 かり申ナたりもナとて皇國ミコクニト人ハ常ナ魚塩ナの味ナ不
 足なくつらつらつら賜タマヒの恩頼コトとおりナと申れナとど也
 本藩ナ穎娃郡塩屋村は塩土老翁の遺墟ナとして今ナに到ナり一
 村の民塩と煮と業と一毎歳ナに枚聞神社ナに白塩と煮ナと

其因其塩ナ税ナと或曰塩漬ハ其玉の山林ナよりナて材本薪
 今ナに免ナさナかナ也ナ給ナがナはナ時ナその漬と減ナひナ登ナきに塩ナ戸ナとナの行ナつけナの為
 新田ナの成ナへし塩漬五百石の八田ナ地千五百石ナ入ナて
 餘ナ何ナの塩漬ナもナけ人多く入ナむ故也ナ西土ハ塩漬ナとナて軍實ナ
 多ナづ凡ナ福建川ナの官塩ナと載ナて運ナ漕ナとナり巨艦ナとナて日五十
 隻ナづ凡ナ入ナお常式ナの積ナ入ナ上ナの模ナハ路ナ引ナとナり表ナらナおし
 石粉ナとて一ナのて積ナ入ナ上ナの模ナハ路ナ引ナとナり表ナらナおし
 大秤ナと仕ナとつナくナの船ナ着ナバ別ナ監ナ官ナとナり表ナらナおし
 量入ナと仕ナとつナくナの船ナ着ナバ別ナ監ナ官ナとナり表ナらナおし
 照例ナと勤ナ定ナに仲ナ繩ナ人ナ親ナくナて盗ナしナの券ナと監ナ官ナとナり表ナらナおし
 市ナ及ナふと勤ナ定ナに仲ナ繩ナ人ナ親ナくナて盗ナしナの券ナと監ナ官ナとナり表ナらナおし
 浮島塩ナ竈ナ鳥海三箇社ナ凡ナゆ塩ナ枕ナの浦ナとナり表ナらナおし
 朝野羣載陸奥國ナ

陸奥風土記
 曰宮城郡塩
 竈神社主田
 五十六束所
 祭塩土爺也
 推古天皇
 二年甲子七
 月始
 奉主
 田行
 神事
 式祭
 等有

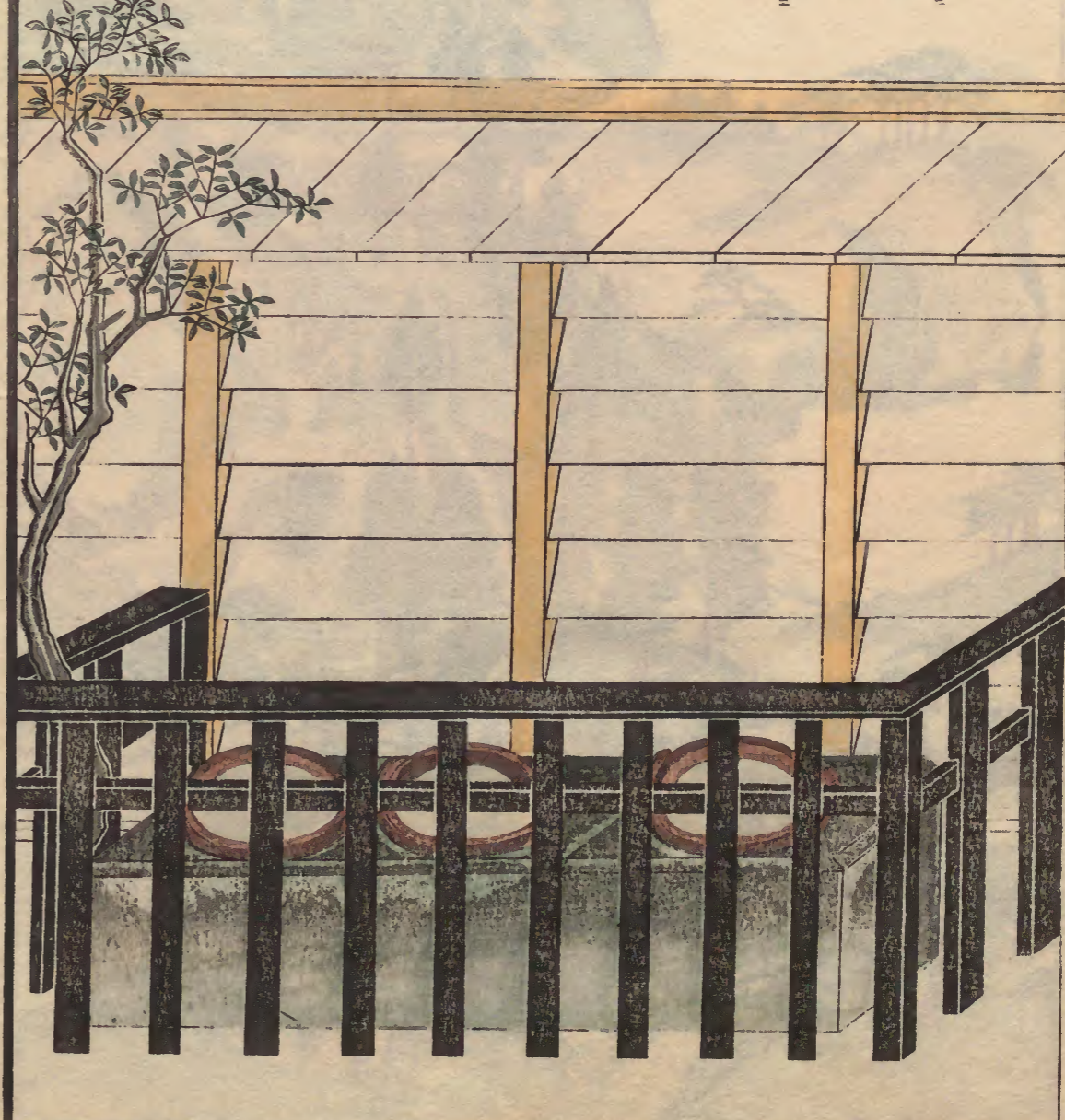


彫工坂田全六

神家
 巫戸
 等凡
 當社
 日本
 无雙
 之勝
 地也松
 島隣塩竈浦
 以為尤右之美
 景矣凡朝吟暮
 嘯之佳境未有
 過之者



觀迹聞老志曰
 神竈凡四口在
 南方者二口東
 竈徑四尺八寸
 西竈徑四尺八寸
 北方者二口東
 者四尺八寸西
 者四尺八寸有
 國殃則釜中水
 色各為變或紫
 或黃或赤或青
 其色不同於是
 恐妖孽之兆而
 祈之
 此水以七月
 十日味爽以
 新水而易舊
 水以此為例



觀迹聞老志曰鹽竈神社在鹽竈村去多賀城址十八町慶
 長十二年黃門君修造之又以貴船糺宮祀于本社東元祿
 六年以武甕槌命為左宮以經津主命為右宮皆南嚮岐神為
 是宮西嚮合稱之為陸奧國一宮正一位鹽竈大明神白石
 源氏曰太古二神男名宇比地迹女名須比智迹宇比地迹
 猶言煮海須比智迹猶言煮鹹也蓋二神始為魚鹽之利以
 贍民用故名宮城郡有志波彦祠粟原郡有志波姬祠志波
 即鹽也彦姬古男女之美稱則知二郡所祀宇比須比神是
 也而宮城郡乃所都之墟而此地則醜戶所在因合祀之稱
 鹽竈神社也其有二祀配以女神也其別宮猶鹿
 島香取有御子神社乃神之孫亦不可知也

湊田 神樂 沼田 即漸細の地なり 澤田 川田

沙田 經國雄畧沙田俗小耽田乃江濱出沒百姓隨沙漲而田也 田 爲國農政全書云沙田南方江淮間沙淤之田也 田 文獻通考近年瀕湖之地多為軍宗侵據累土增高長 田 隈彌望名填田又湖田之也

成形圖說卷之二 三十九

大鏡曰純友ハ西国の海ヨイハくそとなく大後と數三
ら守るの上小土とふせしうと本とたかー四方山の田
とゆり任つるまゝにばるるの軍よとすむくもなく
なりゆくとかいふく據て討てまりをばハいといきき
あるとあるかやうに水乃上小田と據る事農政全書
ととんえい

塗田 田書○農政全書云夫低水種皆須塗泥然瀕海之地
復有此等田法其潮水所泥沙泥積於島嶼或墊溺盤
曲其頃畝多少不等上有鹹草叢生候有潮來漸惹塗泥初
種水稗并鹵既盡可為稼田所謂瀉戶鹵兮生稻糧盈邊海
岸築壁或樹立椿楸以抵潮汎田邊開溝以注雨潦旱則灌
既謂之甜水溝其稼收比常田利可十倍民多以為永業又
中土大河之側及淮灣水滙之地與所在陂澤之曲凡潢汗
涸互壅積泥滓退皆成淤灘亦可種菽秋後泥乾地裂布掃

麥種於上其所收比淤田之効也夫塗田淤田各因潮漲而
成以地法觀之雖若不同其收穫之利則無異也○又青州
府志云海上并鹵原隰之地皆宜稻播種苗出耘過四五遍
即坐而待穫但雨暘以時每畝可收五六石次四五石秋收
見戶春采賀遷得高價可比魚鹽農業全書并鹵の濱田
と田地となく後を先水稗とて急蠶豆とて急本綿と
う急と潮の氣ぬくして後ゆるるるやい
とるやハ即ちの塗田法といふ
凡海灘オホ新田と築展オホは海底オホの大松樹オホと沈て根係オホ
と一米らとなく巨小石と打累オホて然オホ上小石堤オホと疊オホ
其根と海の方小をく廣く施て上さぬと斜オホと築オホ
て海笑オホかどの時濤先オホの沿オホゆるやうあつオホき修オホさか
甲常オホの如く小壺オホと母オホはけさ立オホかバ激浪オホと常オホとて漸
漸オホと石動オホて壞オホさへ一因オホていりオホと海色オホの新田オホは多

く大風津波の時、あふりて数万の費と一時は威び
 しかつ、何れも備前國岡山の松葉大明神といへば昔時
 津田某が海に沼る地は十萬石の新田と開き、時人柱
 かりし、いふは事流ぐし、何れもあはれし、清て人柱となり
 女づりし、生て養ふと身なれり、清て人柱となり
 て海に入らざる、かゝるに、あふり、其新田開りて後地主の神
 子初りし、あふりと、色女、晴人傳に記し、いふ、一と、か
 係例、あふり、國の史より、見え、いれど、縦十萬の田地と得
 とし、いり、で、人柱や、い、立、危、と、信、と、い、何、と、國、と
 此事と彼國人の事、又百年前のもや、備前の海、三里の

申す津田某新田と築出せし、時ハ始新田場より一里許
 乃沖に楫を打て大索と三重流り、水に大筏端と流く
 に掛あし、つ、壱の、さ、て、近所の山丘を崩して、濱作と埋め
 岩石と、突て、渠澮と通し、あ、と、せ、し、其、宵、は、大索の竹、い、ハ
 さ、め、ぐ、杵、本、の、枝、葉、と、も、お、の、れ、と、川、掛、り、た、る、と、そ、ま、く
 新田の波打涯を立、出、し、し、れ、バ、三、里、の、渚、と、あ、が、ら、離、と
 結、合、し、し、ら、ら、と、く、是、よ、て、湖、鼻、と、成、り、て、石、堤、と、築、立、
 し、し、つ、ふ、索、に、舟、輪、を、掛、し、ハ、浪、を、あ、ら、れ、て、あ、が、き、あ、る、
 や、う、の、為、ぢ、り、又、川、筋、の、堤、と、高、く、し、法、所、ハ、閘、門、と、他、て
 其、故、閉、と、輾、転、よ、て、上、下、し、て、あ、と、括、引、め、り、を、ど、に、な、し、

津田氏ハ左近太と移れ元禄中人あり官番頭にて田祿
 三子石と領に新田成て後其功と賞して加田四子石と
 御津田となく辭て受む再三及びくげりは是ま
 で新田乃役と勤ぐる者ども其甲子石と碩翁道がし
 こ法し不どにその國りも元行きしとこの津田ハ
 大石良雄乃後弟みて良雄ハ生國徳前なとげ津田ハ
 巴がてりるに弟りし時津田某據磨ハ陽氣いりり
 然と向るれハ良雄答ては前よりハ三分をど早く是
 いさといひる津田さやと合点の辨あり倍又侍
 了し者良雄ウきし詔よて心好ぬ忍りるを津田云
 天日の氣つるそのハ五穀の種獲と忍あてとれ五
 穀のおる氣候の通達ゆて任ふし良雄もそ事とありぬ
 る人よりハ稲穂の三分をど任ふより早く是とつふ
 とぞとつひしとや今是みて室乃早更せふと據磨
 海よりとおひひ合ぬとるにりの整婦とば人極み用
 おしあどつふハ詔ぐるをた虚説ありハ愛又併記して
 津田氏の寛と駿河風土記に國造伊勢部直来于此梁橋
 雪きりるの寛と駿河風土記に國造伊勢部直来于此梁橋

海潮之害 鮮聞之當時所築島田之堤津機之要障今猶存
 之是むりしと湖防の道木のづうかしこくせしと
 ろろぐし何ハ水利のよふくはくといり

成形圖說卷之二終

御書物方

